

◇所定疾患施設療養費◇

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

【算定条件】

- ① 対象の入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ・肺炎・尿路感染症・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る）・蜂窩織炎の者※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ② 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- ③ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
- ④ 当該加算の算定開始後は治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の当該加算の算定状況を報告すること。

<令和6年度所定疾患施設療養費算定状況>

病名/月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
尿路感染症	人数	2	4	3	2	1	3	3	9	3	5	4	5
	算定日数	6	16	15	12	5	11	12	38	13	25	15	16
肺炎	人数	2	3	2				1	3				1
	算定日数	9	20	7				2	11				7
带状疱疹	人数												
	算定日数												
蜂窩織炎	人数	1			1				1				
	算定日数	3			7				7				